

美しく快適な

生活環境を

つくるために

《会津若松市個別生活排水事業》

会津若松市上下水道局 下水道施設課

《個別生活排水事業とは？》

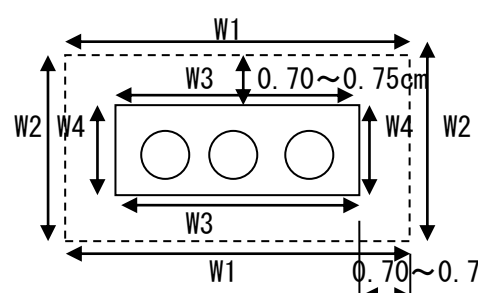
事業の内容

- (1) 国(環境省)の補助事業である「浄化槽市町村整備推進事業」により実施するものです。
- (2) 事業の実施地域は、公共下水道事業区域及び農業集落排水事業区域を除く地域となります。
- (3) 市が浄化槽を各戸に設置し、保守管理まで行います。
- (4) 浄化槽は、高度処理型(窒素除去型)を設置します。
 なお、放流先の流末が猪苗代湖となる地域については、高度処理型(窒素・リン除去型)を設置します。
- (5) 浄化槽を使用される方は、分担金と使用料をお支払い頂くこととなります。
- (6) 川や海の汚れの大きな原因は、家庭から出る生活排水(台所・風呂・洗濯水等)と言われています。浄化槽は、生活排水とし尿と一緒に処理してきれいな水にするので、各戸に下水処理場がある「個人下水道」と言えます。

設置できる条件

- (1) 浄化槽が設置できるスペース(施工スペース)が必要です。
 なお、設置に必要な標準的スペースの目安については、建物等との離れを考慮していない広さとなります。建物等に接した施工となる場合には、安全な施工をするために、建物等と掘削部との離れが必要となりますので、その場合にはご相談いたします。
- (2) 汚水を処理する合併浄化槽に接続される宅内排水設備には、流入させるための高低差が必要となります。
- (3) 浄化槽で処理した水を放流するための水路が必要となります。

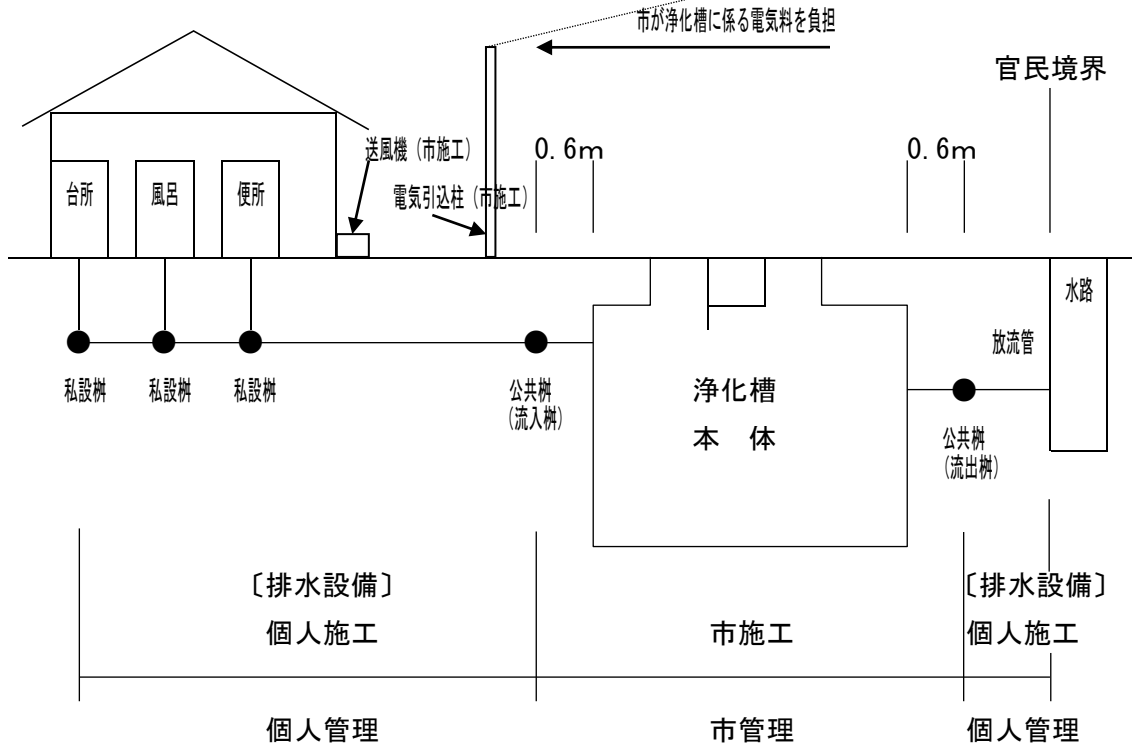
○立地条件や放流先の水路の高さに基づき浄化槽の高さを決定させますので、設置が困難な場合やご希望の高さとならない場合もありますので、その際にはご相談いたします。

<p>[設置に必要な標準的スペースの目安]</p>  <p>[凡例] [---] 掘削範囲 [] 保護コンクリート(スラブ) [○] 管理用蓋</p>	<p>5人槽の場合 A=面積 掘削寸法 W1:4.30m W2:3.30m (A=14.2㎡) 浄化槽寸法 W3:2.80m W4:1.90m</p> <p>7人槽の場合 A=面積 掘削寸法 W1:4.70m W2:3.70m (A=17.4㎡) 浄化槽寸法 W3:3.30m W4:2.20m</p> <p>10人槽の場合 A=面積 掘削寸法 W1:5.30m W2:3.80m (A=20.1㎡) 浄化槽寸法 W3:3.80m W4:2.40m</p>
--	---

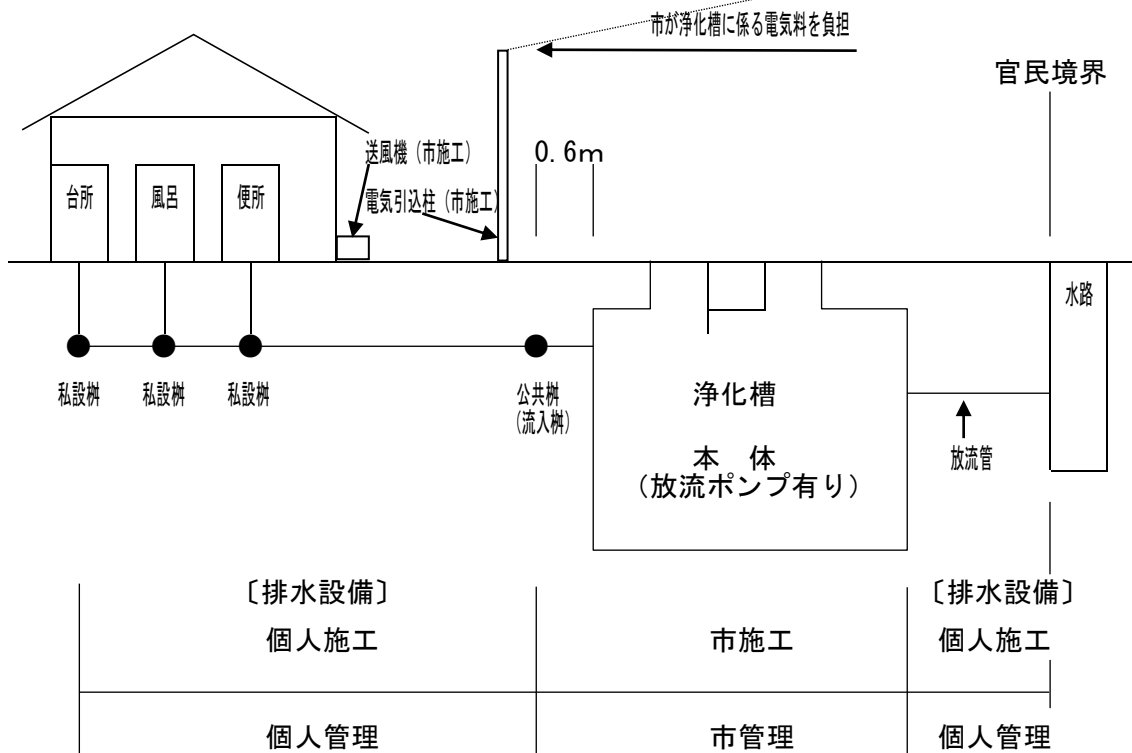
※10人槽以上、放流ポンプ槽が必要な場合には、現地確認の上、必要スペースの判断をいたします。

工事費の負担区分

放流ポンプ無しの場合



放流ポンプ有りの場合（放流管に自然勾配で流せない場合）



市が負担する内容

- (1) 浄化槽本体、流入・流出公共樹の設置、送風機（ブロワ）の設置、電気引込み工事（敷地内に引込み柱を建てる工事と電気設備工事）を市が行います。
- (2) 浄化槽送風機等の電気料金は、市が負担します。
- (3) 保守管理（保守点検、清掃等）は、市に委託された業者が定期的に行います。

土地等の借用について

- (1) 浄化槽及び電気引込み柱、送風機を設置する土地と家屋の外壁に設置する電気設備（地中埋設管も含む）については、市が無償で土地等の借用をすることになりますので、ご理解願います。

個人が負担する内容

- (1) 排水設備工事（個人施工）

事業の申出にあたり、生活排水（台所・風呂・洗濯水等）及びし尿を浄化槽へ流すために宅内排水設備を設置して頂くことが条件となりますので、ご理解願います。

宅内配管工事やトイレ水洗化等の排水設備工事は、個人対応・個人負担となります。

この工事は、「会津若松市公認排水設備工事業者」でなければ施工できません。工事費等については、公認業者と相談し見積りの作成を依頼してご確認願います。

また、事業の申出とは別に、排水設備工事（放流管を含む）を施工する際には、着手前に公認業者から下水道課へ工事の届出等が必要となります。

- (2) 分担金

浄化槽の設置申出をした方から分担金をお支払い頂きます。分担金の額は、浄化槽1基につき15万円です。

分割納付は、3年分割で1年を2期に分けてお支払い頂きます。

（1期あたり2万5千円です。）

- (3) 使用者の都合により、市で設置した浄化槽等を移動又は撤去する場合には、使用者（個人）の費用負担で行って頂くこととなります。

また、使用者の原因により修繕等が必要となる場合も使用者（個人）の費用負担となることがあります。

- (4) 市で設置した流出樹から下流の放流管の設置に伴う管理者との協議及び占用申請等も含め、個人対応・個人負担となります。

(5) 浄化槽設置において、建築物や工作物（既存の単独浄化槽、敷地内の埋設管等も含む）の移設・撤去・仮設等が必要になる場合は、個人の費用負担で自らが手配することになります。

(6) 浄化槽設置において掘削した際に、残土として処分できないもの（コンクリート瓦礫などの産業廃棄物）が出た場合は、個人の費用負担で自らが処分することになります。

(7) 浄化槽設置後に、その上部及び周囲に建築物や工作物等を計画する場合には、その計画内容によっては、使用者の汚水を処理する施設の適正な保守管理ができなくなる場合がありますので、事前にご相談をお願いします。

また、保守管理に支障となる場合には、改善等の対応は個人負担で行って頂くこととなります。

(8) 個別生活排水処理施設使用料

ご自宅の排水設備工事が終わり、浄化槽の使用がはじまると個別生活排水処理施設使用料を頂くこととなります。

使用料は主に維持管理費用に使われており、2ヶ月に1回請求させて頂くこととなります。

① 算定方法

◆ 水道水を使用している場合

上水道の使用水量により算定いたします。

◆ 水道水以外の水（地下水等）のみを使用している“一般家庭”の場合

1世帯につき3人までは1人当たり7m³/月、3人を超える場合は、21m³に4人目以降1人あたり5m³/月を加算して算定いたします。

◆ 水道水と水道水以外の水の両方を使用している“一般家庭”の場合

上水道の使用水量に1人当たり3m³/月を加えて算定いたします。

◆ “事業所”において、水道水以外の水（地下水等）を使用する場合

一般家庭と事業所では水の使用状況が異なるため、一般家庭と同様の算定では実態と乖離することから、事業所においては個人負担で子メーターを設置し、その数値を2ヶ月に1回下水道課に報告をお願いします。

その水量をもって、使用料の算定を行います。

※1 水道水も使用している場合は、上水道の使用水量に加算します。

◆ 水道水以外の水使用人数異動報告

※1 水道水以外の水を使用している場合は、使用人数で水量の算定をしますので、使用人数に異動があった場合は、下水道課まで必ず連絡をお願いします。

◆ 除外水量の報告

※1 散水や農作業等により、浄化槽へ流れない分の除外を希望される場合は、個人負担で子メーターを設置し、その数値を2ヶ月に1回上下水道料金センターに報告して下さい。

その水量を除外して、使用料を算定いたします。

② 計算方法

(例) 使用水量が2ヶ月50³m (1ヶ月25³m) であった場合

基本使用料 (10³mまで) = 1,430.0円①

超過使用料 (11³mから20³mまで) 10³m × 143.0円/m³ = 1,430.0円②

(21³mから25³mまで) 5³m × 187.0円/m³ = 935.0円③

1ヶ月分 計 ①+②+③ = 3,795.0円④

(1円未満切捨て) → 3,795円⑤

個別生活排水処理施設使用料 ⑤ × 2ヶ月分 = 7,590円

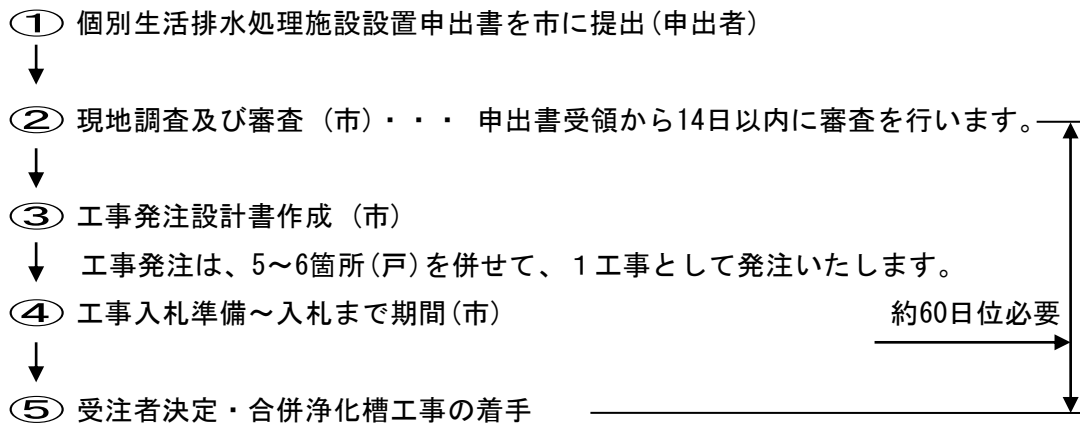
料金表 (2ヶ月) (税込) 水道水以外の認定水量 (2ヶ月につき)

基本使用料 10 ³ mまで1,430円		使用人数	地下水のみ使用	水道水と水道水以外を併用
超	汚水量 1 ³ mにつき			
過	11 ³ m~20 ³ m	1人	7 ³ m	水道水量+3 ³ m
使	21 ³ m~30 ³ m	2人	14 ³ m	水道水量+6 ³ m
用	31 ³ m~50 ³ m	3人	21 ³ m	水道水量+9 ³ m
料	51 ³ m~100 ³ m	4人	26 ³ m	水道水量+12 ³ m
	101 ³ m~200 ³ m	5人	31 ³ m	水道水量+15 ³ m
	201 ³ m~500 ³ m	6人	36 ³ m	水道水量+18 ³ m
	501 ³ m~	7人	41 ³ m	水道水量+21 ³ m

※水道 (上水道) を使用している場合の個別生活排水処理施設使用料は、水道料金と一緒に上下水道局から2ヶ月ごとに請求させて頂くことになります。(水道水と水道水以外を併用している場合も同様となります。)

※水道水以外の水を使用している場合は、上下水道局から2ヶ月ごとに請求させて頂くことになります。

設置工事の進め方



- ・現地立会（浄化槽等の位置等決定のため、申出者・市・各施工業者で実施）
- ↓
- ・準備工（資材発注、起工測量等）
- ↓
- ・施工（1現場あたり約2週間位必要となります。）
- ⑥ 工事完了・検査・引渡し（受注者、市）
- ↓
- ⑦ 宅内の排水設備工事（設置申出者）・・・宅内の水廻りの排水設備、放流管の設置
- ↓
- ⑧ 使用料納付（設置申出者）
- ↓
- ⑨ 分担金納付（設置申出者）

※⑦宅内の排水設備工事は、⑤合併浄化槽工事と並行で施工することも可能です。

※設置申出日から施工希望時期の期間が短い場合には、施工時期の調整が必要となり、希望時期に対応できないこともありますので、ご理解をお願いいたします。

その他

- (1) 保守管理(保守点検、清掃等)は、市に委託された業者が定期的に行います。その作業のために、委託業者が敷地に立ち入ることについて、ご理解をお願いします。
- (2) 合併処理浄化槽の保守点検や清掃等で、使用者の水道水または地下水を使用させていただくようになりますので、水の提供を無償でお願いします。
- (3) 申出者は敷地内の造成及び外構工事をおこなう場合には、合併浄化槽設置部及びその周囲に水溜りが生じないように排水勾配の計画をお願いします。水溜り等が生じた場合の改善等の対応については、個人の費用負担でお願いします。
- (4) 浄化槽を設置した初年度の方に、市より浄化槽講習会の案内を送付しますので、ご参加下さい。

水洗便所改造資金融資あっせん制度

(1) 制度内容

既存住宅の排水設備工事について、融資をあっせんします。トイレ、風呂場、台所などを別々に工事する場合は融資あっせんの対象となりませんので、ご注意願います。

融資に対する利息は、市が負担いたします。

(2) 融資限度額

一般住宅 100万円(下水道接続時に行う便所以外の水回り改修工事にも利用可能です。)

集合住宅等400万円(1戸当たり80万円)

(3) 償還方法

借りた月の翌月から80ヶ月以内の元金均等分割による償還になります。

(4) 融資あっせん条件

- ① 原則として、供用開始から3年以内に行う改造工事であること。

- ② 納期が到来している市税を完納していること。
 - ③ 市に対する連帯保証人1名が必要。（借主の債務を連帯保証する人をいいます。市内に住所を有し、納期が到来している市税を完納している人か、借主の法定相続人のどちらかを選択してください。法定相続人の場合は、市外居住者であっても差し支えありません。）
 - ④ 暴力団員でないこと。
- (5) 融資あっせんの申し込み
- 工事の完成届提出時まで必要書類（申請書、借主の納税証明書、連帯保証人の印鑑証明書等）を添えて申し込みます。公認業者に提出を依頼してください。
- (6) 金融機関への融資の申し込み
- 工事完成の検査が終了し、融資あっせんの決定通知書が送付されますと、金融機関へ融資の申し込みをすることができます。融資申し込みに必要な書類（借主の印鑑証明書等）や方法は、金融機関により異なりますので、事前に金融機関に問い合わせるなどの準備をしておくことをおすすめします。
- なお、金融機関では連帯保証人を必要としません。

すでに浄化槽（合併処理）をお使いの方へ

- ◇◇ 既存浄化槽（合併処理）の所有・管理を市へ移管することができます。◇◇
- ◆ 既存浄化槽が移管された場合は、建設費の一部に充てる分担金は頂きません。
- ◆ 移管後の送風機電気料金は市が負担するため、送風機専用の電気引込み工事を行います。
- ◆ 移管後、保守点検・清掃・法定検査等の維持管理は市が行いますので、保守点検等の契約は解除してください。
- ◆ 移管後は、個別生活排水処理施設使用料を納めて頂くことになります。

この事業は、市が浄化槽を設置すると同時に水洗化工事を行う方を対象に行うものです。

〔問い合わせ先〕

会津若松市上下水道局 下水道施設課 (会津若松市神指町大字黒川字石上33-2)

- 個別生活排水処理施設設置申出書・浄化槽設置工事について

下水道整備グループ …………… ☎ 23-9501

- 宅内排水設備工事・水洗便所改造資金融資あっせん・保守管理・分担金について

下水道管理グループ …………… ☎ 23-9507

- 使用料について

上下水道料金センター …………… ☎ 22-6172

F A X 23-8870

E-mail : gesuido@tw.city.aizuwakamatus.fukushima.jp

U R L <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>